

福島県環境審議会委員からの事前意見について

福島県一般廃棄物課

No.	資料	ページ	項目等	意見等	意見等への対応	委員
1	2-1	1	第1編 総則	福島県は他県と比較して、地域によって地勢や気候、産業、過去の災害等の特性が顕著である。まず、福島県内の地域ごとの特性を知ることが重要だと思いますので、冒頭に福島県の地域特性の項目を追加した方が良いと思います。	本計画は、災害の発生時において、県が担うべき役割や職員が行動すべき事項を定めたマニュアル的な計画であることから、これらに的を絞った記載としています。	高橋委員
2	2-1	1	第1章 基本的事項	1. 福島県災害廃棄物処理計画の目的及び位置付けの15行目「・・・必要に応じて見直すものとする。」の後に、「本処理計画策定に当たっては、県内各市町村の地域防災計画と整合性を図り、大規模災害発生時には、この処理計画に基づき速やかに災害廃棄物処理実行計画（以下実行計画）を策定する。」を挿入すると、処理計画と実行計画との関連性が理解できると思います。	御意見を踏まえ、「1. 福島県災害廃棄物処理計画の目的及び位置付け」の12行目の「・・・及び災害廃棄物対策ブロック行動計画（平成30年3月：災害廃棄物対策東北ブロック協議会）等を踏まえ、・・・」を「・・・、 <u>災害廃棄物対策ブロック行動計画（平成30年3月：災害廃棄物対策東北ブロック協議会）及び各市町村の地域防災計画等と整合を図り、</u> ・・・」と修正します。 また、14行目の「・・・県が対応すべき基本的な事項を定めるものである」の次に、「 <u>なお、災害発生時には、市町村の災害廃棄物の円滑な処理を支援するため、被害の状況を踏まえ、必要に応じて、本計画に基づき、県災害廃棄物処理実行計画を策定するものとする（図1-1-1）。</u> 」と追記し、15行目の「なお、・・・」を「また、・・・」に修正します。	高橋委員
3	2-1	1	表1-1-1	福島県地震・津波被害想定調査の対象地震が記されていますが、加えてそれぞれの地震の震度分布図、さらに、それぞれの地震における想定被害を掲載することにより、さらに広域処理の必要性が理解できると思います。また、昨年の豪雨による降水量分布図や各市町村の被害状況を掲載することも必要だと思います。	想定される地震とその被害状況については、別途資料編として取りまとめる予定です。	高橋委員
4	2-1	1	2. 対象とする災害	20行目の停滞前線による豪雨→寒冷前線等でも集中豪雨は発生します。前線を特定せず「前線の停滞による豪雨」「停滞する前線による豪雨」が適切だと思います。	御意見を踏まえ、20行目の「 <u>停滞前線による豪雨</u> 」を「 <u>前線の停滞による豪雨</u> 」と修正します。	渡邊委員

No.	資料	ページ	項目等	意見等	意見等への対応	委員
5	2-1	3	表1-1-2	表1-1-2 洪水等による土砂についてはどのように処理（収集・運搬）されるのでしょうか。	土砂は、廃棄物が混入している場合は、それをふるい分けるなどした後、土木資材等として有効活用されます。 また、廃棄物の混入割合が大きく、ふるい分けることが困難な場合は、廃棄物として処理することとなります。 御意見を踏まえて、4ページの欄外の注釈に、「※土砂は廃棄物に当たらないため本計画の対象とはならないが、堆積土砂量が一団で2千m ³ 以上又は市町村全域で3万m ³ 以上の場合は、国土交通省の補助事業で処理することができ、土砂の量がこれより少ない場合であって、土砂にがれき等の災害廃棄物が混入しているものについては、環境省の補助事業で処理することができる。」等と追記します。	渡邊委員
6	2-1	5	4. 災害廃棄物処理の基本的な考え方	(1) 処理主体等の基本的考え方においては、県の役割、市町村の役割、国の役割、民間事業者等の役割を項目を区切って明確に記載することで、それぞれの役割が認識できる計画書になります。 さらに、市町村から県に事務委託された場合の県の役割についても記載した方が良いと思います。	この項目では、災害廃棄物処理のための各主体の役割というよりも、災害廃棄物の処理主体が誰であるのかを記載しています。 なお、県が市町村から支援要請を受けた場合の具体的支援体制を、第3章支援・連携体制に記載しており、その中（13ページ）で、市町村から県が事務委託された場合の対応等について記載しています。	高橋委員
7	2-1	5	4. 災害廃棄物処理の基本的な考え方	15～17行目の工場・事業場等の災害廃棄物の処理責任の説明ですが、内容がわかりづらいので、具体的に説明をお願いします。	災害廃棄物は一般廃棄物に該当しますが、災害時においても工場・事業場などから発生する廃棄物については、平常時と同様に事業者の責任において処理することを意味していますが、趣旨がはっきりと分かるように、15～17行目の記載を、「工場、事業場等において発生した災害廃棄物については、原則、事業者が処理を行うこととなるため、市町村は事業者の主体的な処理を促すよう必要な支援を行う。」等と修正します。	河津委員

No.	資料	ページ	項目等	意見等	意見等への対応	委員
8	2-1	6	表1-1-3	発災後の時期区分と主な行動の表は、フロー図化した方が実際の行動に結びつきやすくなると思います。	本表に記載の「主な行動」については、時期区分ごとに同時並行で進めなければならない業務ばかりであることなどから、フロー図化することは難しいと考えております。	高橋委員
9	2-1	7	図1-2-1	1. 災害対策本部の組織体制は、福島県地域防災計画 一般災害対策編で定められた組織体制図の通り、以下の表現にした方が適切だと思います。 「災害対策地方本部」のわきに、本部長：地方振興局長と追記。 「現地災害対策本部」のわきに、現地本部長：本部員のうちから本部長が指名する者という文言を追記すると、各役割がしっかり認識されると思います。 また、現地災害対策本部が所管する区域等が、各地方振興局であることを明確にするために、現地対策本部名、設置場所、所管区域の入った一覧表を掲載することで、県の各振興局を核とした地域方部としての役割が明確になります。さらに地域方部間の連携・協力支援体制の促進につながると思います。	この組織図は、福島県地域防災計画から抜粋したもの（一部加工）したのですが、御意見を踏まえて「災害対策地方本部」のわきに、「本部長：地方振興局長」を追加し、資料編において各地方振興局の所管等について記載することとします。 なお、「現地災害対策本部」については、原子力災害時に原子力災害対策センター、いわゆる「オフサイトセンター」に設置される県の現地対策本部であり、本計画の対象外の災害における組織であることから削除することとします。	高橋委員
10	2-1	7,8	第2章 組織体制	災害対策本部の組織体制と災害廃棄物処理に係る組織体制が示されています。組織が有効に機能するためには、組織内の各所が連携した迅速、正確な情報伝達が重要になります。情報伝達の手段等の考え方等について追記してはいかがでしょうか。	御意見を踏まえ、9ページに「(3) 災害時の連絡手段」の項目を設け、「災害時においては、電話、ファクシミリ、電子メール等の通常の連絡手段を利用する。なお、被災して通常の連絡手段が利用できない場合は、県総合情報通信ネットワーク等を利用して速やかに連絡を行う。」等と追記します。 また、10ページの「(3) 人材の確保」については「(4) 人材の確保」と修正します。	高橋委員
11	2-1	8,9	2. 災害廃棄物処理に係る組織体制	8ページの5行目(1)環境保全班の事務分掌中にある表1-2-1は、9ページの表1-2-2と重複しますので、見やすくするために省いてもよいと思います。(2)環境保全班の組織体制を(1)とし、その後(2)環境保全班の役割の順にすると、環境保全班の各チームの役割がわかりやすくなります。環境保全班の事務分掌という表現よりは、環境保全班の役割という表現の方が良いと思います。	表1-2-1は環境保全班の事務分掌、表1-2-2は環境保全班の各チームにおける事務分掌を示すことから、意見を踏まえて、8ページ11行目の「・・・その事務分掌を表1-2-2のとおりとする。」を「・・・環境保全班の各チームにおける事務分掌を表1-2-2のとおりとする。」と修正します(表1-2-2のタイトルも同様に修正)。	高橋委員

No.	資料	ページ	項目等	意見等	意見等への対応	委員
12	2-1	11	表1-2-3 表1-2-4	2つの表は、第3章 支援・連携体制に関連が強い表だと思います。第3章 支援・連携体制に移動してはいかがでしょうか。	表1-2-3及び表1-2-4については、災害廃棄物処理に限らず、災害時の人的対応を含めた全般の応援体制に関するものなので、原案のままとします。	高橋委員
13	2-1	12	第3章 支援・連携体制	1. 災害廃棄物等処理の支援体制について、最近の災害は、広範囲に及ぶ災害ばかりではなく、部分的な災害でも甚大な被害を伴う災害が増加しています。市町村は、より迅速で的確な対応が求められるため、他県においては、市町村とその市町村内の民間団体や民間事業者と、あらかじめ災害廃棄物の処理に係る協定を締結しているケースが増えてきています。12ページの7行の…処理体制を構築する。の後に、「また、市町村は、より迅速な処理体制の構築を図るため、あらかじめ地域の民間団体や民間事業者と災害廃棄物の処理に係る協定を締結することが望ましい。この調整に当たっては、当該市町村を所管する各地方振興局が支援する。」という文章を追記してはいかがでしょうか。	御意見を踏まえ、「第2編 平常時からの取組」の18ページ、「2. 市町村間における災害廃棄物処理に関する応援協定の締結」を「2. 災害廃棄物処理に関する応援協定の締結」と改め、この項目の後段に、「また、災害廃棄物の処理体制を迅速に構築するためには、身近な集積所からの災害廃棄物の搬出や仮置場の管理等に当たり、民間団体や民間事業者等の協力を得る必要があることから、市町村と民間団体等との応援協定締結を必要に応じて支援する。」と追記します。	高橋委員
14	2-1	12	第3章 支援・連携体制	県内の市町村に設置されている一般廃棄物処理施設等の位置図や処理能力の一覧表を掲載することで、広域災害発生時に、市町村間の連携に資するものになると思います。	一般廃棄物処理施設等の情報については、別途資料編として取りまとめる予定です。	高橋委員
15	2-1	14	図1-3-1	14ページの内容は、6ページ 5. 大規模災害発生時における災害廃棄物処理の対応の表1-1-3 発災後の時期区分と主な行動と重複していますので、整理して、どちらかのページに統一した方が理解しやすくなると思います。	図1-3-1は、12ページから13ページの支援体制決定のスキームを記載していることから、その趣旨が伝わり易いように図の名称を、「災害廃棄物処理方法等決定の流れ」から「災害廃棄物処理支援体制決定の流れ」に修正します。	高橋委員
16	2-1	16	図1-3-2	図1-3-2 災害廃棄物の撤去等に係る考え方及び調整フローの一例は、文字が小さくて読みにくいので、工夫が必要だと思います。	御意見を踏まえ、資料編にもサイズを大きくして掲載することとします。	高橋委員

No.	資料	ページ	項目等	意見等	意見等への対応	委員
17	2-1	18	第2編 平常時からの取組	14行目の災害廃棄物の仮置場の候補地選定は平常時から準備が必要と思われますが、市町村計画の中で、候補地まで具体的に検討されるのでしょうか。	市町村計画に具体的に記載されることが理想ですが、計画策定の有無や計画への記載の有無に関わらず、仮置場の確保は災害廃棄物を円滑に処理するために最も重要な事項の一つであることから、今年の出水期を前に、市町村には速やかに仮置場を確保するよう助言し、各市町村において仮置場の確保が進んでおります。引き続き、十分な面積の仮置場の確保や計画への位置付け等について助言してまいります。	河津委員
18	2-1	19	5. 職員の教育訓練等	28行目：国立環境研究所では研究成果に基づく、災害廃棄物処理に関する人材育成を実施しています。この活用もご検討ください。	御意見を踏まえ、活用について検討したいと考えております。	渡邊委員
19	2-1	22	福島県地域防災計画で想定している災害による災害廃棄物発生量の推計値	21行目で、想定地震ごとの災害廃棄物の種類別発生量の推計値の表では4つの地震が想定されています。地震ごとに、必要となる仮置き場の想定面積を記載してはいかがでしょうか。 また、地震、津波、洪水等の災害別に、想定される災害廃棄物の組成割合を表にして挿入してはいかがでしょうか。	具体的な災害廃棄物の発生量の推計値などの情報については、別途資料編として取りまとめる予定です。	高橋委員
20	2-1	24	(2) 住民への周知	災害時に処理計画を機能させるためには、基礎自治体が迅速に動けるよう支援することと、住民理解を事前に徹底しておくことと考える。特に住民への周知がうまく機能しないと、街道沿いや様々な空き地に、分別されてない濡れたものが詰まったごみ袋が山なりになってしまう可能性が高い。地域イベントで発信したり、市町村への指導の徹底が必要。	市町村の災害廃棄物処理計画において、住民への周知について記載するなど、事前の準備を行うよう、引き続き、市町村に対して助言してまいります。	崎田委員
21	2-1	24	(2) 住民への周知	(2) 住民への周知では、ごみの出し方や仮置き場の案内の他に、 ・家屋解体の方法や手続き ・災害廃棄物処理の概要と進捗状況等も周知が必要だと思います。追記しておいてはいかがでしょうか。	ここでは、災害発生後、直ちに住民に周知しなければならない、いわゆる「片付けごみ」の出し方の周知例について記載していますが、家屋の解体手続きや処理の状況の周知については、市町村の災害廃棄物処理計画において記載するなど、事前の準備を行うよう、市町村に対して助言してまいります。	高橋委員

No.	資料	ページ	項目等	意見等	意見等への対応	委員
22	2-1	26	5. 損壊家屋の解体・撤去	1行目の損壊家屋の解体・撤去について、所有者の申請に基づき、解体を行うとされていますが、周辺へ危険を及ぼすなど所有者の申請を待ってられない場合も考えられますが、そのような時の対応はどのようになっているのでしょうか。また、緊急避難的な対応があるとするれば、その内容も記載してはどうでしょうか。	環境省の災害廃棄物対策指針では、「倒壊してがれき状態になっている建物及び敷地外に流出した建物については、市町村が所有者の連絡承諾を得て、または連絡が取れず承諾がなくても撤去することができる。一定の原型を留めて敷地内に残った建物については、所有者や利害関係者の意向を確認するのが基本であるが、関係者への連絡がとれず倒壊等の危険がある場合には、土地家屋調査士の判断を求め、建物の価値がないと認められたものは、解体・撤去ができる。その場合には、現状を写真等で記録すること」と記載されていることから、26ページの最下段に、コラムとして同趣旨の内容を記載することとします。	河津委員
23	2-1	26	5. 損壊家屋の解体・撤去	2行目から6行目までの文章は、句点がなく200文字を超える文章を読ませるようになり、読む方は厳しいものがあります。理解してもらうには、ある程度のところで区切るか、箇条書きにする工夫が必要だと思います。他のページにも同様な部分がありますので、ご配慮いただければと思います。	御意見を踏まえて、以下のとおり、括弧内を※として記載します。 家屋は、…災害救助法のり災証明の判定が全壊及び半壊※であり、市町村が ※特定非常災害特別措置法第2条で規定する… また、他の記載についても可能な限り対応します。	高橋委員
24	2-1	32	7. 環境対策・モニタリング	1行目においては、想定される環境影響とその対策を簡潔に表にしたものを入れておくと、地域住民の協力が得やすくなると思います。	御意見を踏まえて、別紙の表を追加します。	高橋委員
25	2-1	32	7. 環境対策・モニタリング	7. 環境対策・モニタリングの他に、基本的な安全衛生対策の要点も記載しておく必要があると思います。（車両誘導、保護具、火災予防、感染症対策等）	作業の安全衛生対策については、市町村が策定する災害廃棄物処理計画において記載するよう情報提供を行っていきます。	高橋委員

No.	資料	ページ	項目等	意見等	意見等への対応	委員
26	2-1	34	第3章 災害等廃棄物処理事業費補助金等	9行, 14行: 補助金申請や土砂, 流木撤去について環境省と国土交通省に分かれていますが, 災害復興として一本化できるような工夫が必要ではないか。	環境省事業と国土交通省事業については, 連携事業として申請窓口のワンストップ化が図られています。	渡邊委員
27	2-1	35	国庫補助金の概要	国庫補助金の概要の説明の中で, 《令和元年東日本台風》と個別の災害の説明がありますが, 今後これらが一般的になるということでしょうか。	災害の規模が大きい場合は, 今後も令和元年東日本台風と同様な措置が講じられる場合がありますが, 御意見を踏まえ, 誤解を生まないよう, タイトルの「《令和元年東日本台風》」を「《被災規模が大きい場合の事例: 令和元年東日本台風・平成30年7月豪雨・平成28年熊本地震の場合》」等と修正します。	河津委員
28	2-1		その他	県, 市町村からの, 住民に対する広報体制や相談窓口の記載があると, 良いと思います。	県の相談窓口は, 9ページのとおり環境保全班の総務チームが担当することとなります。 市町村の窓口などについては, 別途資料編として取りまとめる予定です。	高橋委員

表 災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全策

影響項目	環境影響	対策例
大気	<ul style="list-style-type: none"> 解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散 災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な散水の実施 保管、選別、処理装置への屋根の設置 周囲への飛散防止ネットの設置 フレコンバッグへの保管 搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 収集時分別や目視による石綿分別の徹底 作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> 撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動 仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> 低騒音・低振動の機械、重機の使用 処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に遮水シートを敷設 P C B等の有害廃棄物の分別保管
臭気	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物からの悪臭 	<ul style="list-style-type: none"> 腐敗性廃棄物の優先的な処理 消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水質	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に遮水シートを敷設 敷地内で発生する排水、雨水の処理 水たまりを埋めて腐敗防止

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）（平成30年3月：環境省）技術資料【技18-5】